

千葉県入札監視委員会平成23年度第1回定例会議 審議概要

開催日及び場所	平成23年8月31日（水）千葉県自治会館第1・2会議室	
委員	小野 理恵（千葉大学法経学部准教授） ○ 服部 岑生（千葉大学名誉教授） 藤井 一（弁護士） ◎ 丸山 英氣（弁護士） 柳 久之（社団法人日本経営協会） （敬称略・五十音順） ◎ 委員長 ○ 委員長代理	
審議対象期間	平成22年10月1日～平成23年3月31日	
審議案件	5件	（備考） 1 審議期間中に17件の低入札調査があったことを報告した。 2 審議期間中に12件（20者）の指名停止があったことを報告した。
一般競争	3件	
指名競争	1件	
随意契約	1件	
—	—	
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問	回 答
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による建議の内容	なし	

問合せ先

〒260-8667

千葉県千葉市中央区市場町1番1号

千葉県入札監視委員会事務局（千葉県県土整備部建設・不動産業課建設業・契約室）

TEL 043-223-3116

意見・質問	回 答
<p>入札・契約制度の改善について 審議事案概要</p> <p>○ 入札・契約制度の改善について、県独自の改正部分と、国の取り組み部分があると思うが、入札監視委員会に関係した県独自の改善部分があったら詳しく説明してください。</p> <p>○ これまで15回審議しているが、審議結果とのかかわりはいかがでしょうか。</p> <p>○ ありがとうございます。</p>	<p>○ 県独自の取り組みとしては、3月11日に公表している、舗装工事における完工高の取り扱いについてが県独自の取り組みとなっています。これについては、舗装工事の業者数を確保するため、受注状況を緩和したもので2分の1の額以上であれば認めるという内容です。</p> <p>もう1点は、災害復旧事業の早期復旧に向けた手続きの簡素化が3月28日に公表されています。災害復旧工事については、早期復旧が求められていますが、特に手続きに要する期間を短縮しようとするものです。一般競争入札総合評価方式では、参加資格要件の設定から契約まで約8週間かかるところを、指名競争入札にすることにより約2週間となり約6週間の短縮となります。また、低入札価格調査が適用されるとさらに2週間かかるがこれも含めて相当な短縮が期待されると考えています。年度内に終わる工事ということで、工期を考えて2億円というラインを決めました。</p> <p>県独自の取り組みとしては以上です。</p> <p>○ 直接今回の改正に係るものではありません。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ 低入札価格調査制度が改正されたといこうとだが、これを適用すると低入札価格に該当する件数が現在よりも増えるのか減るのか。</p>	<p>○ 工事においては、2%程度金額が上がるので、一時的には増える傾向になると思われます。</p> <p>算定方式も公表しているので、徐々に積算についても慣れていただき比較的速やかに移行できるのではないかと考えています。</p>
<p>○ 低入札価格調査制度が大きく変わった時に、積算の仕方が慣れていないので、積算の仕方を理解してもらえれば減っていくだろうと説明を受けた気がするが、現実としてまだ半期で17件ある。しかも、さらに制限が厳しくなるわけだから、増えるのではないかと予想している。積算の仕方が周知されているにも関わらずこれだけ低入札の案件が出てきてしまうのかというところをどの位検討されているのでしょうか。</p>	<p>○ 積算体系が周知徹底されていないことが原因で低入札が発生するとの回答をさせていただいたが、低入札が発生する要因として、実績を取りたいため、かなり低い価格で入れてくるといったケースもあると思う。</p> <p>一概に積算体系が周知徹底されていないことが原因だということではないと思います。</p>
<p>○ そういう理解はできるが、過去の数字をみると、今回1件契約したものはあるが、ほとんど契約できてきない。これだけ契約できていないにもかかわらず、実績を取ろうとして入ってくるのは理解できないがそれでも勝ち目があると考えて入れてくるのか。ダンピングは防止しなければいけないというのは理解できるが、なぜ勝ち目がないのに低入札をしてくる業者がいるのかを明らかにしたうえで見直すべきではないかというのが個人的な意見です。</p>	<p>○ 低入札の発生状況のデータがありますので説明します。平成18年度が70件、平成19年度が43件、平成20年度66件、平成21年度が55件、平成22年度が34件、平成23年度が5件、6月現在で5件ということだが、この傾向からみると、ダンピング防止のために県が行っている制度の改正の効果が出ているのではないかと考えています。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ 今の件数は、今回17件で、1年合わせて前年度34件という理解でよいか。</p> <p>○ わかりました。</p> <p>○ 低入札に対するスタンスというか、こちら側の考え方の基本とそちら側の考え方の基本が違う気がする。私たちは、安くてもきちんとできるのなら安い方がいいというのがある。そちらは、基本的に低入札はあまり好ましくないという前提があって、いかに排除するかという方向で考えが進んでいるのではないかという印象を持った。</p> <p> コレステロールに善玉悪玉があるように、低入札にも善玉と悪玉があると思う。善と悪をどうやって峻別していくかというところが腕の見せ所でなはないかと思う。そういう意味では、今回17件のうち1件しか契約に至らなかったというのはあまりいいことではないのではないのかなと思う。</p>	<p>○ そうです。</p> <p>○ 監視委員会で議論された結果がどういう形で成果が上がっているのかという先ほどの質問について補足説明させていただきます。</p> <p> 入札・契約制度の改善の中で、低入札価格調査報告書の提出期限の見直しを行っております。低入札価格調査報告書が出てくるのが遅いのは、業者にかなり負担をかけているのではないかと指摘がありましたが、調査報告書を出すことが出来ないという書面をもらった段階で次の段階に移るということで、監視委員会の結果を踏まえた改正になっています。</p> <p>○ 今後、検討していきたい。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>17件のうち16件がみんなダンピング狙いでやったのかといたらそんなことはない気がする。きちんとした内容の低入札の入札をいかに拾い上げてあげるかを考えてほしい。</p> <p>他の自治体の低入札の契約率がどの位あるのか、県と比較して、ずれがないのかどうか、低入札の調査が一緒なのかどうか、工夫の余地がないのかということ、データを収集して検討していただければと思う。</p> <p>○ 低入札の問題については関心がある。</p> <p>極めて住民的感覚でいえば、安くてもいいのではないかと、税金を効率的に使えるのではないかとこの考え方も一方ではあると思う。しかしながら、下請けへのしわ寄せの懸念等があつて、ダンピングが悪いというイメージが強く議論されている印象を受ける。</p> <p>例えば、低価格入札案件について工事成績がどうであったか、あるいは、工事の進捗状況や、一般工事に比べてトラブルの原因になるような事象があつたのか、現場の状況がどうだったのか調べられるような工夫をしていただけるといいのではないかと感じた。</p>	<p>○ 県では実態調査をやっていないが、国は、平成23年4月に、受注者が見積もった現場管理費と工事成績評定点の関係に基づいて建設工事の低入札価格調査基準価格を見直しました。受注者が見積もった現場管理費が、発注者が見積もった予算の80%を下回った工事が、工事成績点が平均点以下になっているという傾向をつかみ、現場管理費の70%を80%に引き上げました。国は、こういった実態調査を行っています。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ 指名停止業者一覧表ですが、今回、競売入札妨害の容疑で逮捕されたというように1年間の指名停止というのがかなり長い印象を受けるが、どのような経緯か説明して下さい。</p>	<p>○ 千葉県建設工事請負業者等指名停止措置要領に基づき、期間として6か月以上12か月以内となっております。この会社については、平成20年8月1日から9月30日に2か月指名停止を別件で受けております。適用条項の第4条第2項第2号があり、指名停止を受けてから3年以内にまた指名停止を受けた場合は2倍の措置を受けることとなっており、6か月を2倍として12か月の措置としました。</p>

意見・質問	回 答
<p>事案1 一般競争入札 【若松地先2期送水管布設替工事(総合評価方式)】</p> <p>○ 2者が低入札をしていて2者とも調査書を出しているのか。 A者の数字は出ているが、B者のそれぞれの数字はわからないのか。</p> <p>○ 総額は、ほとんど変わらないのか。</p> <p>○ かなり予定価格よりも低いので、予定価格がどうなのかという疑問を持った。</p> <p>○ 資格要件に該当するのが21者、結果として3者であったということであったが、一般競争入札の参加者数としては極端に少ない。業者から見てうまみがなくて手が上げにくいのか、何か特別な事情があったのか、競争入札というには業者数が少ないという印象がある。</p> <p>○ 評価調書について、施工計画の点数が0点という審査結果になっているがこの点の説明と、形式的には0点になってもいいことなのかもしれませんが、これで果たして、工事金額の上に載せて逆転させていいのかどうかというあたりを、難しいところがあると思うが、ご意見を伺いたい。</p>	<p>○ B者の数字もそれぞれ出ている失格判定基準には該当しないことを確認しています。</p> <p>○ ほとんど変わりません。</p> <p>○ 低入札の2者は、これまで他の区間でも企業庁での同じような工事の実績があること、どちらも鋼管メーカーであり材料費を低減できることなどから考えて、参加しにくいのではないかとと思われる。</p> <p>○ この入札については、施工計画の評価について、「施工上の課題に対する技術的所見」を評価するとしております。 従前この種の入札で考えていた「施工上配慮すべき事項」とは異なり、工法を重視しました。その視点で、申請者の施工計画を審査したところ概ねその想定課題のうち1つのみが評価される結果となり、その結果、概ね適正ではあるものの特に加点するに至らなかったということです。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ その結果、総合評価結果ですが、CPDというところでA者は1点プラスになっていますけれども、CPDを評価することはあまり客観的でない気がするがいかがでしょうか。</p> <p>○ 今回の議案を抽出する時に、いい意味でも悪い意味でもここを見してみるべきではないかという理由の1つに、低入札のもの17件のうち1件だけ低入札業者が契約したという事例であること、非常に入札率が低いこと、通常70%位とういと低入札にかかるであろうことは業者さんは知って入札したのではないかと思うが、ダンピングだといって排除すべきものか、今回は調査の結果、きちんと資料を出したということで契約することになったが、契約していくべきなのか考えるいい材料になるのではないかと思った。</p> <p>○ 低入札というのは一方では、予定価格についても役所側の積算が適正適格であったのかどうかということに非常に絡むわけですが、当局として積算をもう一度チェックした経緯はあるか。</p>	<p>○ 継続教育CPDについては各企業も努力されているわけだが、今回の総合評価の評価項目として選びました。結果としてこのような結果になっているのではないかと考えています。</p> <p>○ 積算については、今回は管が主たるものだが、土木的なもの立坑等については県の積算及び国の積算基準に基づいており、これについては各業者さんも見積り価格と下請け価格との隔たりはありません。</p> <p>最後に一番大事なところは、管材料、鋼材の材料費ですが、企業庁におきましては、第三者機関に対して価格調査を依頼しており、それを受けまして設計に採用しているのです。適正な額だと思っています。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ 低入札というところでの今の問題は同感ですが、低入札で入札できた理由の中身は、管材料の費用の低減を堂々と主張しているわけで、これこそが施工計画だと思う。ここで逆転していれば、非常に納得できると思うが、施工計画はすごく形式的にやっているのではないか。4つテーマがあるが、コストを低額にするという意見は低価格入札に被せての問題でもあるが、こういう主張が出てくるのを評価のところに組み込めるようにしないと問題が解けていかないのではないかと思います。</p>	<p>○ 今回は、技術的な所見という形で出したが、マネジメント的なものはテーマにしていない。今後、今のご意見を聞きながら検討する必要があるのではないかと思います。</p>
<p>○ もともと、入札に参加する者が横一線ではなくて、うちはメーカーだから最初から下駄をはいているような状態になるそういう業者と、そういう有利な立場にない業者が、同じ判定基準で判定されているのだからかと思った。今すぐどうこうということではないが、検討の余地はないのでしょうか。</p>	<p>○ 検討する方向で考えていきます。</p>
<p>○ 極めて原材料費が多くを占める工事については、別途、役所が買って支給材として仕事をしてもらう方法もある。 そうでないと、施工業者と鋼管製作業者では、違う土俵が持ち込まれている印象が否めない。同じ土俵で競争するための土俵づくりがあっても良いのかなという気がする。</p>	<p>○ 今後、考えていく必要があるのではないかと思います。</p>
<p>○ 本件につきましては、入札制度を根本的に考えなければいけない1つのケーススタディではないかという気がします。</p>	

意見・質問	回 答
<p>事案2 一般競争入札 【社会資本総合交付金（地域自立）工事（1号橋上部工）】</p> <p>○ 資格者名簿の総合点数とは、どういう何に基づいたものなのか。</p> <p>○ 今回落札したA者の技術評価点が130点と一番高いが、資格者名簿の総合点数は、1306点と一番低い。格付けはどんなものに基づいているのか。</p> <p>○ 技術評価点の中の技術者施工経験、工事成績、地域貢献など必ずしもだぶるわけではないのですね。</p> <p>○ 本件については、有資格者が32者あり9者が一般競争入札への参加申し込みしたが、1者辞退したのはなぜか。</p> <p>○ 後日、理由を聞いたりしないのか。以降の参考になるのではないか。追求しろとか、悪いとかという意味ではない。</p>	<p>○ 資格者名簿を作る際に点数を評定して格付けの参考にしています。</p> <p>総合点数については、全国共通で点数の決めがある客観点数と県独自で設定している項目に対する加点である主観点数の2つの点数の合計点が総合点数になっています。</p> <p>土木一式工事では、1080点以上がA等級となります。</p> <p>○ 客観点数は、経営事項審査の審査点となっています。完工高、技術者の数、資格の状況、経営状況等を評価項目にして審査しています。主観点については、地域貢献、障害者の雇用状況、ISOの取得状況等を点数化しています。会社全体としての評価として資格者名簿に総合点数を表記しています。</p> <p>○ そうです。</p> <p>○ 総合評価方式へはエントリーし、資料は提出されています。ところが入札になったら辞退しており思案しかねています。</p> <p>○ 建設・不動産課と相談しながら考えていきたいと思います。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ B者とC者は、低入札で入れておいて調査書は提出しないということで無効になっているが、そういう対応の仕方というのは、指名停止要綱のその他不正または不誠実な行為にあたらぬのか。</p> <p>○ 低入に対するスタンスという問題が絡んでくるが、低入はあまり望ましくない、だから、そこから自発的に手を引いた人に対してはそれ以上追及しない、という考えなのではないか。低入は、善玉と悪玉をふるい分ける制度だと考えれば、ここまでやっておいて理由もなく引くな、ここで引くのは、入札の邪魔をしているのと同じではないかと考えられるのではないか。</p> <p>指名停止になった中にほんとにこれは不正又は不誠実なのかという疑問があるようなものもあり、整合性がどうなのかなと思う。</p> <p>○ 総合点数、格付けは、業者はわかっているのか。</p>	<p>○ 指名停止については、指名停止措置要領で判断しています。入札制度については、参加は自由にしていただいて、各社他の受注案件の状況や、配置技術者のことなどいろいろ事情が出てくる可能性もあるので、そういう事態に対してペナルティーはありません。</p> <p>中央公契連の協議会のご意見ですが、落札決定後の辞退や大幅な契約の遅延行為は指名停止の対象となっていますがそれ以外のことについては問わない判断になっています。</p> <p>○ 格付けと総合点数については、1年ごとに見直しを行い周知されています。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ 評価調書ですが、後ろの方の企業の技術力、信頼性、社会性という部分が先ほどの資格審査と内容的に施工実績、工事成績、工事量等が、ある意味で重複していると思う。2重になるのが気になる。</p>	<p>○ 資格要件と総合評価の関係ですが、資格要件では過去15年間に施工した実績があることとしているが、その中で総合評価で加点するのは過去10年間の施工実績としています。施工実績という項目は、重なってはいるが、内容の違いはあります。</p>
<p>○ 隠されたいろんな仕掛けがあるようで、議論の余地がある。</p>	<p>○ 資格要件については、一般競争入札であるので門戸を開放しようと、沢山の業者に参加してもらおうという趣旨で過去15年間とし、その中から、総合評価で加点するのは過去10年間の実績という工夫をしています。</p>
<p>○ 評価値の算定の加算点の30はどう求めているのか。</p>	<p>○ 評価調書の中で合計33点が評価項目の合計点であり、33点の満点を取ったものに対して加算点30とします。加算点と標準点の関係は、標準点は価格であり、総合評価の価格以外のものが30点となっています。</p>
<p>○ わかりました。</p>	<p>○ 今回は、25点を取られたところに満点の30点を与えて、そのあとは、按分しています。</p>
<p>○ 技術点とか総合点とかいろんな仕掛けがあって私たちにはよくわからないところがある気がする。</p>	

意見・質問	回 答
<p>事案3 一般競争入札 【平群3期地区道路付帯工事（その3）】</p> <p>○ 最初16者指名されて、それから一般競争入札になって5者が参加資格申請していて、結果として3回目に15者で入札をしたということで間違いないか。</p> <p>○ こちらの15者のうち1回目の16者とだぶっているのは何者あるか。</p> <p>○ 最初の情報によると落札者を特定しているとあるが、この業者は、そのまま最後まで入札に参加したのか。</p> <p>○ 落札業者とは違うのか。</p> <p>○ わかりました。</p> <p>○ 最初は16者、次に5者、5者のうち4者は最初の者もいらっしゃるようですがだぶり、最後は15者になった時は最初に入っていた者がまた一般競争になって入ってくる、不可思議な動きに見えるがどうか。</p>	<p>○ そうです。</p> <p>○ 最初に指名競争入札で指名した業者とだぶっている業者数は7者です。</p> <p>○ 2回目は参加資格申請、3回目は参加資格申請並びに入札をしています。</p> <p>○ 違います。</p> <p>○ 1回目の一般競争入札において5者参加資格申請がありました。2回目の一般競争入札においては、15者参加資格申請があり15者とも入札していただいた。 かなり数に違いがあるということですが、どうしてそうなったかは把握していません。それぞれの会社の事情があったのではないかなという推測にとどめるしかありません。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ 少なくとも最終の15者になったときは、エリアを広げたことによって、新たに一般競争入札に手を挙げたということですね。</p> <p>○ 1回目2回目とも情報源は特定できるわけだが、入札手続きとしては、談合はないということを進めたようだが、警察へ通報するとかという対応はされているのでしょうか。</p> <p>○ その後、捜査が始まったかどうかはわからないのか。</p> <p>○ 落札者のA者は、3回目で初めて入札に応じた業者ですか。</p> <p>○ これは、電子入札ですよ。</p>	<p>○ 1回目の一般競争入札の参加資格申請は5者、この際の応札可能業者数は67者、2回目の一般競争入札では、地域要件を5倍にして811者応札可能となっています。</p> <p>先ほどおっしゃったとおり、この条件を緩和したことによって、管外の業者もかなり増えたため入札参加業者が増えたことは予想されます。</p> <p>○ 談合情報そのものは農林水産部耕地課にあり、事務所に通知がありました。これを受け調査委員会を開催し、その結果についても耕地課に報告しています。その後、関係機関に報告なされているものと思われます。</p> <p>○ 県庁の主務課を通じて、建設・不動産業課に情報が集まります。調査に値するという報告を受けると、公正取引委員会及び県警へ通報することになっています。</p> <p>○ それ以降はわかりません。</p> <p>○ そうです。</p> <p>○ そうです。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ 電子入札を始める前の頃、この委員会でも、談合が結構やりにくくなるのではないかという話が話題になったような記憶があるが、実際そうでもないのか。</p> <p>○ 最初の情報だと落とす業者は95%、他は97%とあるが、積算書の数字は大体見られているのですか。</p>	<p>○ まず、指名競争入札に関しての談合情報がありました。電子入札で指名通知を行っている。2回目は、安房夷隅君津管内67者対応ということで公告しました。</p> <p>談合情報については、具体的な内容が含まれていることから事務所としては調査に値するという判断をしました。</p> <p>全業者に対して、最初16者、次に5者に対して事情聴取を行っていますが、すべての業者から談合の事実はないという回答であったため、談合の事実は無しと判断しました。</p> <p>○ 工事費内訳書の提出を求めて聞き取り調査を行いました。</p> <p>全社とも工事費内訳書の提出がありましたが、入札前であったため、工事費内訳書の額が入札額と合致しているかどうかはわかりません。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ 情報があったら直ちに止めることが、談合をしている方から見れば早くやめられる。取りあえず入札だけはやらせといて本当に談合情報が正しいのかがせねたでないか確認したほうが後々のためになると思う。業者に聞けば無いというに決まっている。</p> <p>談合の情報が正しいのかということを検討することも必要ではないかと思う。</p> <p>通報者の方だって真剣なはずである。</p> <p>県には調べる強制力はないでしょうから、業者に聞いても通り一遍の回答しか出てこないのはわかっているわけだから、そこを見分ける数少ない資料がたぶん入札の結果だと思う。</p> <p>このケースだったら入札しても良かったのではないか。</p> <p>○ 私の感想として、今回、非常に適切にやったなという印象がある。</p> <p>結果としてエリアを広げて、さらに、最終的な結果として当初指名にも入っていなかったA者が落札した。</p> <p>最初から2回目にやる前にエリアを広げることもあり得たのか。</p> <p>談合させない土俵を作るということかというと、もうちょっと早めにしていくともうちょっと違った展開になったのではないか。プロセスとしてはベストであるかどうかわかりませんがベターなやり方であったという印象である。</p>	<p>○ 談合情報対応マニュアルに基づいて対応していますが、平成20年9月10日に見直しを行い、指名競争入札は、一般競争入札に変更する、またさらに一般競争入札では、地域要件を拡大し、事前に防止する方向で改正しています。</p> <p>参考にしながら検討したいと思います。</p>

意見・質問	回 答
<p>事案4 指名競争入札 【船橋市習志野1丁目13番地配水管整備工事】</p> <p>○ 情報の中に出てくるAというのは何ですか。</p> <p>○ 情報どおり6件の工事がある、それに関してAの役員が談合をやっていると、Aがコントロールしているということになってしまって、官製談合に近い状況、官の代わりにAがやるという普通の談合以上に問題があるケースではないのかと思うが、これについては、県はどのような対応をしたのか。</p> <p>○ 同業者がAに入るのは仕事上の付き合いとかもあるだろうからありうる話だと思うが、そういうものが入札にまで入ってくると、入札は形だけでAが実権を握ることとなり、落札率は高止まりし、コストパフォーマンスもよろしくないことになる。 A等の関わらない制度的なものを考えられないかなと思う。</p> <p>○ 今回の工事の場合でいうと、資格として、現場に近接する管内業者、船橋市、習志野市であることを選定理由としているが、管工事ができる業者数はこの地区でどのくらいあるか。</p>	<p>○ あくまでも想像ですが、管工事業についてはBという団体が設置されていて、おそらくAという表現であればこういった表現かなと想像されます。</p> <p>○ マニュアルに基づき、特定の業者名や金額等の具体的な情報がない限り入札を取りやめにしないという考え方で、今回も調査に値しないという判断になりました。</p> <p>○ 昨年のこの案件の時点での指名対象業者数としては、船橋市内の管工事のAランク業者が25社、習志野市は10社の計35社です。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ 同じ日に、同じ船橋市内の入札が6件重なっていること自体が、談合情報、本当の談合かはわからないが、そういうことをしやすい土壌を作ってしまう可能性がないのかと思ったがどうでしょうか。</p> <p>○ 水道関係、あるいは下水管もそうだが、配水管の工事について、今まで何回も出ているが、なかなか落札率が下がらない。今回も、94%台で落札していますね。管工事については、落札率がトップを走っている感じがする。</p> <p>下げる努力をしろというわけではないが、解決していく手立てを何かしていただけるとよいと思う。</p> <p>○ 談合情報からCやDなどが推測されるなら、こんな情報があるのだが業界団体としてどう考えるかみたいなものを指導したらどうか。</p> <p>○ もし、情報提供者名が明らかになっているようなケースがあればマニュアルではどんな対応になるのか。6件とも中止するような可能性もあるのか。</p>	<p>○ 当事務所においては、だいたい年間100件近くの工事を発注しています。</p> <p>同日の審査会にはかかる案件がどうしても出てしまいます。</p> <p>○ 手立てについては、今後の検討課題として考えていきたい。</p> <p>参考までに、当日の6案件の落札率は、1番目が92.37%、2番目が一番高い94.40%、3番目が93.93%、4番目が87.97%、5番目が87.47%、6番目が93.59%の落札率となっています。</p> <p>○ 工種別落札率一覧では、管工事の落札率ですが、平成20年度下半期は93.8%、今回、92.5%ということで平均を少し下回った状況となっています。今後、推移を注視していきたいと思います。</p> <p>○ 今後検討していきたい。</p> <p>○ 具体的な落札者や金額がなければ調査に値することにはならないが、具体的な情報があれば、中止する可能性もあります。</p>

意見・質問	回 答
<p>事案5 随意契約 【千葉県防災行政無線設備復旧工事(東葛飾合同庁舎)】</p> <p>○ ある程度の技術の閉鎖性が必要な工事については随意契約の必要性は認めるところだが、金額の多寡については公正を期する必要があると思う。 設計金額の積算の方法については、同業他社はできないというところもあると思うが、金額の見積りについて説明してください。</p> <p>○ 費目はどんなものがあるのか。</p> <p>○ 随意契約に関わる部分ですので、労務費は、ノウハウ的なものがA者にはあるということで、多くの場合は労務費ではないかと承ったが、どういう費目になるのでしょうか。</p>	<p>○ 金額の決定にあたっては、県の積算基準を使っています。</p> <p>○ 今回は、復旧工事ですのでほとんどの機器については再使用しています。高額な機器等は見積りを取っていません。 土木費に関しては、県の土木の積算基準に基づいて労務費を積み上げています。材料費については、刊行物、建設物価や積算資料により積み上げて積算しています。</p> <p>○ 労務費については、機器の据え付け、試験調整費、配管配線などの電気工事士が行う労務費の積み上げになります。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ 労務費というのは、据付とか調整とか特定の技術力に裏打ちされた労務活動ということですね。随意契約をせざるを得ない理由となっているので、単なる移設費というわけにはいかないと思うがどうか。</p> <p>○ 随契で秘密があるような技術をもっているA者に頼んでやらざるを得ないと承っているわけで、一般的だとか言われると、同業他社に競争させるわけにはいかないという説明にならないと思う。</p> <p>どこまで本当にA者でないとできないところとできるところと区別を伺うことが出来るのでしょうか。</p> <p>○ 永久にA者に頼まなければいけないと聞こえるが、新しい今の情報関係の機器は、通信回線のプロトコルを持っている。そのルール上、庁舎の設備機器と県庁の本庁舎の設備機器の間に約束事が必ず一般論として説明できるようになっていると思う。それがないと永久にすべてA者だということになってしまう。</p> <p>担当の方々には、もう少し真面目に考えてほしい。</p> <p>今の答弁だと形式論にこだわっていて、どこが本当に随契でないとだめなのか、技術論まで書いてお答えいただくようになって欲しい。</p>	<p>○ 県の積算基準の中で、設備ごとに基準があります。基準は細かくなっているが、労務費の歩掛に関しては、一般的な歩掛として決まっています。</p> <p>労務費の積算に当たっては、随契でも積算方法は同じです。</p> <p>○ 機器について説明させていただいているところだが、A者の作った無線設備については、他のメーカーではブラックボックスの部分がかかなりあると聞いている。</p> <p>他のメーカーがとったとしても、機器の中身について理解して適正に調整ができないと思っています。</p> <p>○ 次の契約に向けて検討したい。</p>

別 紙

意見・質問	回 答
<p>○ 特命随契理由について、随意契約のメリットを活かすということもあるので、今回のような場合は、例えば、極力短期間で完了させる必要があると書いてあるが、短期間で施工せざるを得ないとか、責任の一体性を確保し適切な運用を図る必要があるなど、もっと積極的に主張して問題ないと思う。</p> <p>問題としては、96%がどうかということだが、1回の見積りでいきなり724万円相当になったのか、それとも何回か見積りしたのか。</p>	<p>○ これについては1回の見積りでこの金額になりました。</p>
<p>○ A者の製品をA者が納めてA者が保守管理をこれまでやっているし、これからもA者が保守管理する、移設だからA者というのはわかるが、他の業者では本当に出来ないのかというのは確認しているのか。</p>	<p>○ 確認ということまではしていません。</p>
<p>○ 他の業者ができるというならA者にこだわる理由もなくなるわけで、随意契約でやる正当性がなくなる。</p> <p>技術も進歩しているのだからいろんな業者が参入できるシステムに切り替えていくような、将来、一定の業者に頼らないで済むようなシステムの構築をやっていく必要があると思う。</p> <p>なるべく広く競争原理が導入できるような方向を目指す必要があると思う。</p>	<p>○ 今後の課題として検討したい。</p>
<p>○ この再設置する設備は、どのくらい年数が経つのか。</p>	<p>○ 平成19年度までに整備しているので3～4年経ちます。</p>

委員講評

- 後で保守点検をすることが出来る、そのときには随意契約で取れるというのが業者にとっての前提になっていると、最初の契約、もともとのシステムを作る時というのは、安くてもいいからこれが取れば後の保守は全部うちで取れるだろうというようなことで、損してもいいような企業がいてもおかしくないと思う。

例えば、設計金額の7～8割で入れてくる、こういうのをダンピングとしてはねてしまっているのか。低入札で入れてくるというのは、変な積算をしているまずい業者もあるのかも知れないが、会社の方が損しても、その工事を請け負うことに何らかの別の面のメリットを感じていることもかなりあると思うので、低入札の基準があるからとそこで切ってしまうのがどうなのかなと感じた。

一つの参考にしていただけたらと思う。

- 低入札、ダンピング対策の強化というのが、中央建設業審議会、あるいは、国土交通省などで言われている。

どうも、住民目線が少し少ないのかなという目線で考えると、きちっとしたものが安く出来ればいいだろうという住民からの納税者からの主張というのをどこまで加味していくか。いろんな事業の中で受注者側が利益を考えて安い札を入れてくれば、内容をチェックしながら履行の確保ができるのなら安く悪かろうとは違うのではないか。

極めて、一般市民的感覚での感想を申し上げたいと思う。

- 談合を事後的に摘発することは難しいと思った。

では、談合しづらい環境をどうやって作るかということを考えていかななくてはしょうがないと思う。

1つ思ったのは、地域、業者を一定の地域の業者に限定しているところから指名する。それは、地元の産業を育成するとかあると思うが、業者全部が地元の業者でなければいけないのかというとそんなことはないだろう。例えば15社指名業者がいるのだったらそのうち10社とか11社地元から選ぶ。何社かは他から入れますよと、他のところの業者を何社かかませることで談合しづらくすることが考えられないのだろうかということも思った。

- 評価調書の満点130点、その次128、125点などの実績を取られた方が評価調書で高得点を取った時に、低入札でも、いい内容なのだからいいよというような理屈付けが出来るといいなと思った。

評価値が130から125点位の間で5点差が仮にあったときに金額的にどれくらいの差だったら逆転出来るかということを試算すると、逆転しそうもない。

検討の余地はあると思うが、施工計画の良さが評価されて高得点になるような仕組みをとられたらいいのではないかなと思う。

金額に応じた採点方式みたいなものかもしれない。

- 今回は、よいケースを選んでいただき、大変よい議論が出来たと思う。
- 現行の入札制度の持つ問題点がかなりはっきり出てきたような気がして、非常によかったと思う。
- 一番安いところにいい仕事をしてもらおうということですが、制度自身はあまり複雑にするというのは出来るだけ避けた方が良い。総合点と、技術評価点の関係はどうかという議論の中を見てもすっきりしない感じがした。
- 随意契約を出来るだけ避けていくということで、特定の業者に頼らないという方法はないだろうかということをごりぎりまで検討する必要性は依然としてあるのではないかと思います。